

外国人被告人に対する論告求刑通訳

—現場の課題と今後の対策—

毛利 雅子

日本大学大学院総合社会情報研究科

Interpreting Closing Statements for Foreign National Defendants

—Current Circumstances and Possible Future Countermeasure—

MOURI Masako

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This paper discusses the current circumstances in interpreting the prosecutors' closing statements for foreign national defendants at the courtroom. Courtroom interpreters usually receive documents one night before the trial and do not have enough time to translate them beforehand. Although they have some material in hand, they have to interpret the closing statements simultaneously to defendants through a small microphone without a headphone while the prosecutor reads them aloud at a normal speed in the courtroom. They also have to interpret the prosecutors' demands in regard to punishment, such as sentencing, fines, imprisonment, confiscation or labor without any documents or information. Furthermore, defendants have to listen to interpreters through a one-sided earphone. This paper examines the problems of the current system and proposes how the circumstances might be improved.

1. はじめに

刑事事件では、全ての公判審議が終了した後に検察官から論告と求刑が行われる。一般にまとめて「論告求刑」と言われるが、実際は別々のものである。「論告」は検察官の事件に対する意見であり、証拠調べ、証人尋問、被告人質問など公判での審理手続が全て終了した後に行われる意見陳述である。そして、論告の後に、検察官が被告人に対し科すべき刑罰の種類や程度について意見を述べるものが「求刑」である。

裁判員裁判では数日間連続して公判が開かれ、審理最終日に論告求刑が行われるが、裁判員裁判対象外の場合は審議の後、数日から数週間おいて論告求刑が行われることが多い。外国人被告人事件の場合、論告求刑は、逐次通訳ではなく、検察官が論告求刑を読み上げている時に、被告人がイヤホンで同時に通訳を聞くという形態でのワイヤレス通訳システムを採用している。そのため、1500 文字から 9000 文

字程度に及ぶ論告求刑が、検察官から法廷通訳人に事前に届けられるが、この書面は論告求刑前日になってファックスで送付されてくることが殆どである。本論では、このような論告求刑における事前の書面翻訳とワイヤレス通訳システムによる同時通訳の併用によって生じる課題と、その改善のための対応策を論じる。

2. 論告求刑書面

論告求刑の構成は、I.事実関係、II.情状関係、III 求刑となっている。まず論告の中で、事実関係として検察官が公訴事実（起訴内容）をどのような証拠によって認定できるか論じる。また否認の場合は、被告人や弁護人の主張について証拠を挙げて反論を行う。次に情状関係として、犯行状況、被害状況、被告人の反省の程度などを述べる。そして最後に求刑として、具体的に科すべき刑罰・種類などを述べ、締めくられる。

2.1 事実関係

事実関係では、被告人が公訴事実を認めている場合は弁護側も争わないとして、「本件公訴事実、当公判廷で取調べ済みの関係各証拠により証明十分である。」などと簡略にされることが多い。

しかし、否認の場合は、被告人・弁護人の主張に対してそれぞれ証拠を挙げて反論を行うため、非常に長くなる傾向にある。検察官はまず当事案公訴事実を述べ、それに対して、証拠書証、検察官甲号証、検察官乙号証、証人尋問、押収物件、写真などを用いて反論していく。更にその後、被告人の弁解やそれに対する検討、その他の状況証拠、詳細な情報をもって反論し、最後に被告人及び弁護人の主張を退ける形で締めくくる。

2.2 情状関係

次に述べられるのが情状関係である。犯行の動機や手段、犯行の社会的影響、被害の程度、被害者感情、また被告人の生育環境や反省の度合いなど、具体的に検察官がどのような情状を考慮したかが述べられる。

2.3 求刑

求刑は、「以下、諸般の情状を考慮し、相当法条を適用の上、被告人を〇〇に処するのを相当と思料する」というのが定型であり、例えば懲役刑であれば、英語では、In light of these circumstances, applying the relevant laws, we consider imposing a sentence of X years of imprisonment with forced labor.という訳出が、定訳としてハンドブック等に掲載されている。但し、事前に送付されてくる論告求刑には、事前に情報が漏れるのを防ぐ目的で実際の求刑部分は空欄になっている。

3. 通訳上の課題

3.1 書面準備

論告求刑は事前に書面が通訳人に送付されるため、準備可能と思われがちである。しかし大抵の場合、送付されてくるのは公判前日の夜であり、事前チェック用ファックスが送付され、その受信が通訳人に確認されてから初めて検察側からのファックス送信となる。電子メールは、誤送信を防ぐため使用されない。従って実際は、通訳人が翻訳に十分に時間を

かけられる状況にはない。とはいえ、書面有りの状態でワイヤレス通訳を行うため、予め訳出を準備しておく必要があり、スムーズな通訳を行うには、直前での通訳人の努力に頼るほかはない。実際に筆者が経験した事案では、論告求刑が A4 用紙で 10 ページ、8000 字以上に及ぶものもあり、結局全部を翻訳するのに 8~9 時間費やした。

また、当日、改めて公訴事実を読み上げることもあるので、起訴状を全て再確認するなどの準備が必要となる。加えて否認事件では反論が続き、1, 2...と箇条書きで要点を先に述べ、更に詳細な情報をもって反論する論述になっている。以下、具体例である。

ABC に存在した道具で、偽造クレジットカードの作出が可能であること

被告人が居住していた ABC からは、WXY と呼ばれる偽造クレジットカードを作出するためのソフトがインストールされたパソコン（以下「銀色パソコン」という。）、カードリーダーライター、クレジットカードの磁気情報が記載された紙片が押収されている（検甲第 122 号証）。

この銀色パソコンで WXY を起動し、紙片に記載されたクレジットカードの磁気情報をパソコンに入力し、カードリーダーライターに書き込むようパソコンを操作し、パソコンに接続されたカードリーダーライターにクレジットカードを通せば、当該クレジットカードに紙片に記録された磁気情報が入力されることが実況見分の結果判明している（検甲第 208、209 号証）。

先に要旨が述べられ、その後詳細な情報を改めて論述するので、聞いている被告人にとって、これら前後しているものが異なる論述ではなく、要旨と詳細であるという形で伝えなければならない。

また、求刑については公判前に情報開示されないため、被告人に同時通訳しなければならない。重要事項であるにも関わらず、通訳人は検察官が求刑を読み上げるのを聞いて、詳細を理解し、訳出しなければならない。加えて、実際の求刑は懲役刑ばかりではなく、禁固刑、報酬金銭などの没収、罰金刑も

含まれることがある。従って、懲役刑だけを想定して通訳原稿を準備するだけでなく、あらゆる刑の種類に対応できるように準備しておかなければならない。

3.2 ワイヤレス通訳システム

冒頭陳述同様、当日はあらかじめ書面があるということで、被告人に対しては逐次通訳ではなく、ワイヤレス・イヤホンを通じての一種の同時通訳となる。とはいえ、一般に会議通訳などで行われる同時通訳とは全く異なっている。法廷通訳人は、法廷内で検察官が読み上げる声をそのまま聞き取り、集音用ピンマイクを通して被告人に通訳するという非常に劣悪な環境である。また被告人は、片耳だけのイヤホンを装着し、それを通して通訳人が通訳した内容を聞くことになる。

このワイヤレス通訳システムについては、『法廷通訳ハンドブック実践編（英語）』（1997）に以下のように記述されている。

ワイヤレス通訳システムは、送信機を装着した通訳人が小聲で通訳を行い、それを受信機のイヤホンを通じて被告人に伝える装置です。公判廷における日本語での発言のうち、事前に通訳人に書面が交付された手続部分について、日本語での発言に並行してあらかじめ準備した通訳内容を伝える形で同時進行的な通訳ができるようにするものです。したがって、このシステムはいわゆる同時通訳とは異なるものです。(18)

検察官や弁護人が書面を読む速度に合わせる必要はありません。むしろ、被告人に書面の内容を理解させる速度で、通訳をすることが重要です。(20)

また、『実践司法通訳』（2010）では、ワイヤレス通訳システムを「翻訳文同時読み上げ」と定義し、以下のような説明がなされている。

あらかじめ訳しておいた翻訳原稿を、話し手の読み上げ速度にある程度あわせながら通訳者が読み上げるものです。同時通訳のような話し手とシンクロさせる必要はありません。話者の発

話と独立して同時に翻訳を読み上げるものです。この方法は、同時通訳とは似て非なるものです。(112)

これらの説明を見ると、書面有りのワイヤレス通訳システムは同時通訳とは異なり、準備した翻訳文を読み上げればよいと判断されそうである。

しかし、Pöchhacker (2004) は書面有りサイト・トランスレーションは同時通訳の特殊なタイプであり、サイト・インタープリティングとした方がより正確であるとしている。

A special type of simultaneous interpreting is the rendition of a written text ‘at sight’. Commonly known as ‘sight translation’, this variant of the simultaneous mode, when practiced in real time for immediate use by an audience, would thus be labeled more correctly as ‘sight interpreting’. (19)

Gile (1995)も、Simultaneous interpretation with text (184) として原稿あり同時通訳を取り上げている。つまり、日本においては一般に「翻訳文同時読み上げ」は同時通訳とは異なるという見解だが、海外の通訳学研究において「翻訳文同時読み上げ」（サイト・トランスレーション）は同時通訳であるとみなされている。

また、実際の論告求刑の時間は、日本語を読み上げる時間だけで設定されており、外国語の通訳が日本語に比べて遅くなることは全く想定されていない。つまり、同時通訳とは異なると定義されながら、時間に関しては同時通訳と同じ扱いである。例えば被告人質問のように、完全に逐次通訳で行う場合は、日本語で想定される時間と同じ時間だけを通訳時間として想定した上で開廷時間を設定するが、論告求刑に関して通訳時間は全く考慮されていないのである。

通常、検察官は時間制限もあって非常に早いスピードで書面を読み上げるが、セレスコヴィッチ (2009)が述べるように、原稿がある場合は、早口になるのが普通である。

原稿読み上げの場合は、情報密度が高いにもかかわらず、普通に話す場合に比べて早口になるのである（英語・仏語等では、普通に話す場合は1分当たり約150語だが、読み上げの場合は約200語）。（129）

更に、通訳（読み上げ）スピードは検察官の読み上げスピードに合わせる必要はないとしているが、Gile (1995) は話者と通訳者の声の同期性の重要性を論じている(206)。聞き手にとって、話者のスピードから通訳が大幅に遅れることは、通訳された内容に対する不安感を招きかねないことを考えると、話者から相当に遅れての通訳は避けなければならないと考える。

「翻訳文同時読み上げ」（サイト・トランスレーション）において、通訳人は検察官の言葉を聞きながら、同時に、その読み上げられた内容と翻訳原稿を突き合わせ、更に自分の発話を確認しながら通訳しなければならない。実際の法廷では、検察官が原稿を抜粋して読み上げていく場合もあれば、逆に、新たな情報を追加していく場合もあるからである。Gile (1995) は *simultaneous interpretation with text* の長所として、情報が書面にあることで記憶や情報の漏れがなくなることを挙げつつ、短所として通訳者が原稿に集中しすぎることで、原稿の追加や削除といった突然の変更に対応しにくくなると指摘している(184-185)。正にその通りであって、事前送付の書面および翻訳原稿に集中するだけでなく、その場での検察官の読み上げを注意深く聞いて翻訳を読み上げる、もしくはその場で通訳しなければならない。

既述のように、求刑内容は書面に入っていないので、本当の意味での同時通訳となる。通訳人は、求刑部分を聞き取りながら、通訳しなければならない。また求刑内容には懲役〇年、未決勾留日数の懲役刑への算入、禁固刑〇年、労役場留置（罰金を完納することができない場合の1日当たりの労働金額換算）、罰金〇円、没収金額〇ドルなどのように数字が関係することが殆どであり、懲役刑、未決勾留日数、禁固刑などは年月日という時間単位、労役場留置や罰金は円建て単位、密輸などに関係する報酬の没収などはドルなどの外貨建て単位と、詳細ながら異なる

単位での数字情報をオープン状態で聞きながら同時通訳しなければならない。

一方、外国人被告人から見た場合、このワイヤレス通訳システムが果たして機能しているのか、被告人が通訳された論告求刑を十分理解しているのか疑問である。検察官と通訳二人が同時に話し、特に前者の日本語が大きく響く中で、被告人の理解出来る言語は、片耳のイヤホンからしか入ってこない状況である。

4. 今後に向けて

論告求刑は、事前原稿ありだが、実際には同時通訳、もしくはサイト・トランスレーション（インタープリテーション）である。当日の時間的制約や、検察官側による追加・修正・削除もあり、実際には用意していった翻訳をただ読み上げればよいというものではない。特に、求刑は全く事前情報がないため、まさに聞きながらの同時通訳である。

起訴状と異なり、論告求刑は書面として被告人に渡されることはないため、公判の通訳だけで伝えなければならない。通訳人は「被告人はなぜ起訴されて、どのような理由により検察官が量刑を考え、求刑がなされているのか」を、漏れや誤解のないように正確に外国人被告人に伝えなければならない。

そのために、書面あり通訳と言っても、正確に通訳を行うにはそれだけの事前準備時間が必要だということを法廷参加者に理解してもらい、書面送付から公判までの日程を検討してもらう必要があると考える。また、論告求刑の読み上げに関しては、現状のワイヤレス通訳システムを運用するのであれば、通常の談話スピードで読み上げたものを通訳する、もしくはワイヤレス通訳システムではなく、尋問同様に逐次通訳で行う方が、より正確に通訳できるだろう。

更に、通訳人に関しては、現在、筆者の知る限りでは、採用の段階で通訳トレーニングを受けているかどうか、また同時通訳が出来るかどうかのチェックがされていない。しかし、実際には論告求刑ばかりでなく、冒頭陳述、弁護人陳述などもワイヤレス通訳システムを用い、劣悪な環境での通訳が求められている。従って、通訳人の能力、特に同時通訳能

力についても、今後は確認の必要性があるだろう。

これは通訳人だけの自助努力で解決できる問題ではない。まず法廷参加者の実情認識が求められる。正確で誤解や漏れのない司法通訳を達成するために、環境改善が求められる。

引用文献

セレスコヴィッチ、ダニツァ（ベルジェロ伊藤宏
美訳）(2009)『会議通訳者』研究社.

法曹会(財)(1997)『法廷通訳ハンドブック 実践編
英語』.

渡辺・水野・中村(2010)『実践司法通訳』現代人文
社.

Gile, Daniel. (1995) *Basic Concepts and Models for
Interpreter and Translator Training*.

Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins.

Pöchhacker, Franz. (2004) *Introducing Interpreting
Studies*. London/New York: Routledge.

(Received:September 30,2010)

(Issued in internet Edition:November 1,2010)